

○山岳科学センター細則

平成 29 年 4 月 12 日

生命環境系部局細則 第 4 号

改正 平成 30 年生命環境系部局細則第 2 号
改正 令和 2 年生命環境系部局細則第 2 号
改正 令和 3 年生命環境系部局細則第 3 号
改正 令和 7 年生命環境系部局細則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成 16 年法人規則第 1 号。以下「基本規則」という。）第 50 条第 5 項の規定に基づき、山岳科学センター（以下「MSC」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 MSC は、山岳自然環境に係る生物科学、農林学、地球科学、環境科学等の学問分野を結集した総合科学としての山岳科学研究を先進的に推進し、山岳に関わる局面での活躍が期待される人材育成のための高度な教育を展開することにより大学教育の充実に資するとともに、山岳地域との連携を通じ地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(ステーション)

第 3 条 MSC に教育研究活動等を実地に行う施設として、次に掲げるステーションを置く。

- (1) 菅平高原実験所
- (2) ハヶ岳演習林
- (3) 井川演習林
- (4) 筑波実験林

2 ステーションに関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第 4 条 MSC に次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 山岳科学センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 山岳科学センター副センター長（以下「副センター長」という。） 2 名
- (3) 演習林総括
- (4) 菅平高原実験所総括（以下「実験所総括」という。）
- (5) 教員
- (6) 技術職員
- (7) 事務職員
- (8) その他センター長が必要と認めた者

2 前項の（3）および（4）の職員は（1）および（2）の職員が兼ねることができる。

(センター長)

第5条 センター長は、学長が任命する者をもって充てる。

2 センター長はMSCの業務を掌理し、所属職員を監督する。

(副センター長)

第6条 副センター長はMSCにおいて従事する教員の中からセンター長が指名する者をもって充てる。

2 副センター長は、センター長を補佐するとともに、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総括)

第7条 演習林総括および実験所総括はMSCにおいて従事する教員の中からセンター長が指名する者をもって充てる。

2 演習林総括は八ヶ岳演習林、井川演習林および筑波実験林の業務を総括する。

3 実験所総括は、菅平高原実験所の業務を総括する。

4 演習林総括および実験所総括の任期は2年とし、再任を妨げない。

(教員の所属)

第8条 MSCに教員の所属組織として次の3つの圏を置く。

- (1) 地球圏
- (2) 生物圏
- (3) 人間圏

(研究領域等)

第9条 MSCに先進的な山岳科学研究を推進するために次の3つの研究領域と学内外との連携を戦略的に構築するため、研究イニシアティブを置く。

- (1) 山理解領域
- (2) 山管理領域
- (3) 山活用領域
- (4) 山岳科学研究イニシアティブ（以下「研究イニシアティブ」という。）

2 前項に定める各領域および研究イニシアティブには業務を統括する領域長および研究イニシアティブ長を置く。

3 前項に定める領域長および研究イニシアティブ長はMSCにおいて従事する教員の中からセンター長が指名する者をもって充てる。

(教育部門)

第10条 MSCに大学教育の充実および人材育成に資する体制として次の教育部門を置く。

- (1) 全国教育関係共同利用拠点部門
- (2) 山岳科学学位プログラム部門

(技術部門)

第11条 MSCに教育、研究および地域貢献等の事業支援を行う為、技術部門を置く。

(運営委員会)

第12条 MSCに、基本規則第53条に規定する運営委員会として、山岳科学センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、MSCの管理、運営等に関する重要事項を審議する。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 演習林総括
- (4) 実験所総括
- (5) センター専任の大学教員
- (6) MSC構成員の中から生命環境系長が推薦する大学教員 2名
- (7) MSC構成員の中から生命地球科学研究群長が推薦する大学教員 2名
- (8) MSC構成員の中から生命環境学群長が推薦する大学教員 2名
- (9) その他 MSCの運営等に関係する大学教員のうちからセンター長が推薦する者 若干名

3 第2項第2号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第2項の委員は、再任を妨げない。

6 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

7 委員長は、運営委員会を主宰する。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

9 運営委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

10 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(アドバイザー会議)

第13条 MSCに、様々な教育研究や調査、分析、提言を行うため、MSCの業務運営の充実と経営戦略の推進に関する助言を行う機関として山岳科学センターアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

2 アドバイザー会議の委員は、山岳科学研究に関し、広くかつ高い識見を有する学外者のうちから、センター長が運営委員会の意見を聴いて任命する委員で組織する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

4 アドバイザー会議に議長を置く。

5 議長は、アドバイザー会議を主宰する。

6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(事務)

第14条 MSCに関する事務は、生命環境エリア支援室が行う。

(雑則)

第15条 この部局細則に定めるもののほか、MSCの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この部局細則は、平成29年4月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平30.10.10生命環境系部局細則第2号）

この部局細則は、平成30年10月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令2.3.3生命環境系部局細則第2号）

この部局細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令3.10.13生命環境系部局細則第3号）

この部局細則は、令和3年10月13日から施行する。

附 則（令7.3.19生命環境系部局細則第3号）

この部局細則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、令和6年4月1日から適用する。